

IV-360

福祉を考慮した公共空間整備に関する基礎的研究

呉大学* 正員 今田寛典 呉高専**正員 竹村和夫 呉高専**正員 市坪 誠
 呉高専**正員 小松孝二 呉高専**学員 山岡秀美

1. 背景と目的

近年、生活環境に対するアメニティーが注目され、すべての人が快適で安全な生活をおくるための社会基盤整備が求められている。つまり、今後一層成熟社会へと向かうことから、障害者、高齢者等にとって快適な社会環境が達成されるべくその障害の排除（バリアフリー）が求められるだけでなく、すべての人が快適と思える環境創造のために、公共施設、公共空間及び公共交通等へのユニバーサルデザインの適用が要求されている。しかし実際、公共施設などにおいて障害者、高齢者の自立を促すべくスロープ及びトイレ等の施設設置は十分とはいえない。

そこで、本研究では、福祉を考慮した公共空間整備に関する基礎的資料を得るため、公共空間に対する福祉の歴史的変遷の把握とともに、都市空間における施設整備の検討を行った。

2. 研究手法

福祉を考慮した公共空間の施設整備の方向性を検討するため、まず、12政令指定都市及び全国47都道府県の福祉担当者に電話により「福祉のまちづくり条例」制定の有無に関する質問を行い、福祉のまちづくりに係る歴史的変遷の把握を行った。続いて、条例制定を行っている都府県において送付された設計マニュアルの整備基準の把握を行うとともに、施設整備適用の有無に対しクラスター分析を行った。

3. 福祉を考慮した公共空間整備に係る歴史的変遷

我国の福祉のまちづくりは、昭和44年（1969年）に車椅子利用の障害者ボランティアが仙台市内の公共施設を点検しスロープやトイレ等の設置を行政側に要請したことにその緒が求められることが理解された（表－1）。これに先立ち、1968年にアメリカ合衆国で世界最初のバリアフリー法「建築障壁除去法」が制定されており、この法律の制定以降、日本においても住みよいまちづくりの実践が行われていくことが理解された。特に条例という形を成立させる過程のなかで、1971年に「福祉のまちづくり市民の集い（仙台市）」が発足し、「専門家グループと市民による懇談会（町田

表－1 福祉のまちづくりの変遷

1965		1970	1980	1990
施設 設備		73 車椅子用トイレ設置、改札口拡張（駅） 73 点字運賃表設置（駅） 74 車椅子用導入（公電） 76 視覚障害者用信号	82 ダイヤル数字5にホッチ（公電） 85 テレカに切り込み（公電） 85 郵便ポスト点字表示 87 音声ガイダンス（公電）	91 弱者感应式信号機設置 93 電動車椅子用導入（公電）
	公共 交通	71 盲導犬の無料乗車 73 シルバーシート 75 新幹線に車椅子用の席		
	国際 的動 き	68 建築障壁除去法（米国） 69 国際シンボルマーク	74 国連バリアフリーデザイン専門会議 81 国際障害者年 83 国連・障害者の10年	90 ADA 法（米国） .92
	条例・法令その他	68 公園施設基準（東京都） 69 市民が車椅子トイレ設置要請（仙台市）	71 市民の集い発足（仙台市） 71 懇談会を設置（町田市） 74 建築物等福祉整備要綱制定（町田市） 77 福祉条例制定（神戸市） 79 福祉のまちづくり条例制定	81 建築施設整備指針（香川県） 82 福祉コミュニティ制定（加古川市） 82 福祉まちづくり環境整備要綱（広島県） 85 福祉街づくり整備指針（仙台市）
	地方の動き			92 福祉のまちづくり条例制定 93 福祉のまちづくり条例制定 94 福祉のまちづくり条例制定 95 福祉のまちづくり条例制定 96 福祉のまちづくり条例制定 97 福祉のまちづくり条例制定 98 福祉のまちづくり条例制定
	国の動き	70 身障者対策基本法	82 建築設計標準策定 83 公共交通ターミナル整備ガイドライン 85 誘導ブロック設置指針	91 エスカレーター整備指針（駅） 94 ハートビル法 94 公共交通ターミナル整備ガイドライン

「凡例」□■☆★◇◆△▼：福祉のまちづくり条例の詳細は別表（表－2）に示す 公電：公衆電話 _____：障害者のみを対象にしたもの

キーワード：福祉、街づくり、ユニバーサルデザイン、バリアフリー

* 〒724-0792 広島県呉市郷原町 2411-26 TEL 0823-70-3361 FAX 0823-70-3311
 ** 〒737-8506 広島県呉市阿賀南 2-2-11 TEL 0823-73-8486 FAX 0823-73-8485

市)」の設置が行われている。これに続いて、建築物などに関する福祉環境整備要綱(町田市)、福祉のまちづくり整備要綱(京都市等)、市民の福祉を守る条例(神戸市)の制定へと進展していくことが理解された。また、80年代に入ると、各県で建築施設に関する整備指針等が制定され、82年には福祉のまちづくり整備要綱などが制定された。

地方自治体における福祉のまちづくり条例成立過程を表-2に示す。福祉のまちづくり条例を制定する自治体数の増加から、ハートビル法(1994年)制定による影響が把握された。なお、1998年3月現在、都道府県において約70%(32都府県)、東京都を除く政令指定都市レベルで約25%(3市)の割合で制定されていることが理解できた。

4. 都市空間のユニバーサルデザインに係る施設整備の方向性

「福祉のまちづくり条例」設計マニュアル内において施設別施設要素に係る記載有無を各都府県ごとに把握し、クラスター分析(結合方法:ワード法、距離尺度:平方ユークリッド法)を行った結果を図-1に示す。これより、施設設置における類似グループは大きく四つのタイプに分類された。

まず第1グループは、建築物の内部出入り口、外部出入り口等、公園の幅員、段差等である。これらは、構造物をつくる際に基本となるものが多いのでこの塊を構造物の「施設主要要素」と名付けた。第2グループは、横断歩道、地下歩道、シャワー及びトイレ等、それぞれの構造物に付帯するものでこれを「施設付帯要素」と名付けた。第3グループは、ベンチ、休憩場所及び授乳場所等休むことに関係する施設の要素が多いのでこれを「休憩要素」と名付けた。第4グループは、建築物の呼び出し施設及びコンセントスイッチ等、構造物に付属しているのを「付属要素」と名付けた。なお、条例内容における地域性の検討を行った結果その差異は十分把握されなかった。

本研究は緒についたばかりであり、今後既存施設のユニバーサルデザインに対する評価診断及び地域性の検討が必要となる。

5. まとめ

以上の結果から、次のことが理解できた。

- 1) 福祉のまちづくりは、ボランティア等市民活動による施設評価、施設要請にその緒が求められることが理解された。
- 2) 福祉のまちづくり条例の制定はハートビル法制定による影響が認められた。
- 3) 福祉のまちづくり条例に係る整備手法は、4種類にグループ化された。
- 4) 今後、福祉を考慮した公共空間整備に対し、各施設要素の診断及び地域性の検討が求められた。

【謝辞】本研究の実施とまとめに際し、国立呉工業高等専門学校校長・長町三生先生のご指導を受けました。ここに記して謝意を表します。

表-2 福祉のまちづくり歴史的変遷

制定年	記号	自治体名称
1979	□	(神戸市)
1992	■	兵庫県・大阪府
1993	☆	山梨県・町田市
1994	★	愛知県・滋賀県・狛江市
1995	◇	東京都・京都府・神奈川県・大分県・広島県・熊本県・福島県・埼玉県・奈良県・長野県・岩手県・静岡県
1996	◆	宮城県・茨城県・千葉県・新潟県・富山県・福井県・和歌山県・鳥取県・徳島県・香川県・愛媛県・(仙台市)
1997	△	石川県・山口県・長崎県・高知県
1998	▽	(川崎市)

■☆★◇◆△▽:表-1内の福祉のまちづくり条例に対応 1998年3月現在
()内は政令指定都市

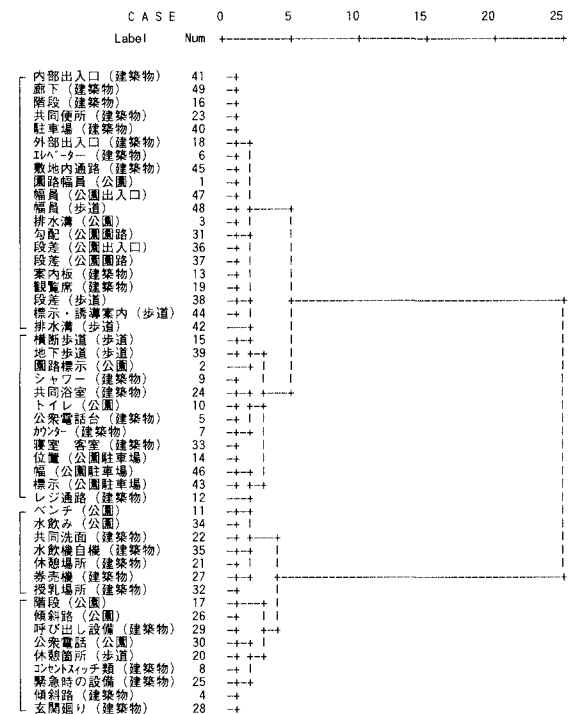


図-1 施設要素の類似性